

# リスク管理の 状況

## 1 リスク管理体制

### 〔リスク管理の基本方針〕

1 組合員・利用者の皆さまに安心  
5 してJAをご利用いただくためには、  
より健全性の高い経営を確保し、信  
頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を  
構築し、直面する様々なリスクに適  
10 切に対応すべく、認識すべきリスク  
の種類や管理体制と仕組みなど、リ  
スク管理の基本的な体系を整備して  
います。

また、収益とリスクの適切な管理、  
15 適切な資産自己査定の実施などを通  
じてリスク管理体制の充実・強化に  
努めています。

### ① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の  
20 財務状況の悪化等により、資産（オ  
フ・バランスを含む。）の価値が減  
少ないし消失し、金融機関が損失  
を被るリスクのことです。当JAは、  
個別の重要案件又は大口案件につ  
25 いては理事会及び経営管理委員会  
において対応方針を決定していま  
す。また、通常の貸出取引につ  
いては、本店に融資課・審査課を設  
置し各支店と連携を図りながら、  
30 与信審査を行っています。審査に  
あたっては、取引先のキャッシュ・  
フローなどにより償還能力の評価  
を行うとともに、担保評価基準な  
ど厳格な審査基準を設けて、与信  
35 判定を行っています。貸出取引に  
おいて資産の健全性の維持・向上  
を図るため、資産の自己査定を厳  
正に行っています。不良債権につ  
いては管理・回収方針を作成・実  
40 践し、資産の健全化に取り組んで  
います。また、貸倒引当金につ  
いては「債権の償却・引当基準」に  
基づき必要額を計上し、資産及び  
財務の健全化に努めています。

### 45 ② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、  
株式等の様々な市場のリスク・  
ファクターの変動により、資産・

負債（オフ・バランスを含む。）  
の価値が変動し、損失を被るリス  
ク、資産・負債から生み出される  
収益が変動し損失を被るリスクの  
ことです。

主に金利リスク、価格変動リス  
クなどをいいます。金利リスクと  
は、金利変動に伴い損失を被るリ  
スクで、資産と負債の金利又は期  
間のミスマッチが存在している中  
で金利が変動することにより、利  
益が低下ないし損失を被るリス  
クをいいます。また、価格変動リス  
クとは、有価証券等の価格の変動  
に伴って資産価格が減少するリス  
クのことです。

当JAでは、金利リスク、価格  
変動リスクなどの市場性リスクを  
的確にコントロールすることによ  
り、収益及び財務の安定化を図っ  
ています。このため、財務の健全  
性維持と収益力強化とのバランス  
を重視したALMを基本に、資産・  
負債の金利感応度分析などを実施  
し、金融情勢の変化に機敏に対応  
できる柔軟な財務構造の構築に努  
めています。

とりわけ、有価証券運用につ  
いては、市場動向や経済見通しな  
どの投資環境分析及び当JAの保  
有有価証券ポートフォリオの状況  
やALMなどを考慮し、リスク管  
理要領で定める、ALM委員会を  
定期的で開催し、運用部門は、委  
員会で決定された方針などに基  
づき、有価証券の売買やリスクヘ  
ッジを行っています。

運用部門が行った取引につ  
いてはリスク管理部門が適切な執  
行を行っているかどうかチェッ  
クし定期的にリスク量の測定を  
行い経営層に報告しています。

### ③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達  
のミスマッチや予期せぬ資金の流  
出により、必要な資金確保が困難  
になる、又は通常よりも著しく高  
い金利での資金調達を余儀なくさ

れることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことで

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

#### ④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことで、当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システムなどの事務処理や業務運営の過程において損失を被る可能性のあるリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続にかかる各種規定を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

#### ⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことで、当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため「事務リスク管理

規程」を制定するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

#### ⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことで、当JAでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「不測事態対応計画」を策定しています。

## 法令等遵守体制

### 〔コンプライアンスへの取組み〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者の皆さまからの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

### 〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかわる検討・審議を行うため、代表理事理事長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門・各支店にコンプライアンス担当者を配置しています。

また基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライア

ス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

更に毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、総務部において、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口の「一般苦情相談窓口」を設置しています。

## 内部監査体制

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、情報の提供及び改善・合理化への助言、提案等を通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、監事監査と連携し、JAの本店・支店のすべてを対象とし、年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事理事長に報告したのち被監査部門に通知し、定期的に被監査部門の改善取組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に経営管理委員会・理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに経営管理委員会、理事会、代表理事理事長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

## 金融ADR制度への対応

### ① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、JA/バンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。当JAの一般苦情相談窓口は本店 総務部 総務課（電話：077-582-3401）です。尚、受付時間は月～金曜日の8時30分～17時30分です。

### ② 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

#### 信用事業

滋賀弁護士会 077-522-3238  
京都弁護士会 075-231-2378  
①の窓口または、滋賀県JA/バンク相談所（電話：077-521-1911）にお申し出下さい。なお各弁護士会に、直接紛争解決をお申立ていただくことも可能ですが、滋賀弁護士会へ直接お申立てをされる場合は、事前に弁護士による法律相談（有料）を受け、紹介状を作成してもらう必要があります。

#### 共済事業

（一社）日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）  
（一財）自賠責保険・共済紛争処理機構（電話：本部03-5296-5031）  
（公財）日弁連交通事故相談センター（電話：本部03-3581-4724）  
（公財）交通事故紛争処理センター（電話：総研03-3346-1756）  
最寄りの連絡先については、上記または①の窓口にお問い合わせ下さい。